



函館市告示第276号

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）第14条第1項の規定に基づき，令和元年11月12日付け函館市告示第256号において別途告示で定めることとされている期日のうち，下記に掲げる地域に住所，居所または主たる事務所もしくは事業所を有する者に係るもので，その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについては令和2年8月31日とする。ただし，個人の市民税（普通徴収に係るものに限る。）ならびに固定資産税および都市計画税の納期限については次のとおりとする。

令和2年7月8日

函館市長 工藤 壽樹



1 地域

都道府県名	地域
岩手県	久慈市，下閉伊郡普代村
宮城県	角田市，伊具郡丸森町
福島県	郡山市，いわき市，須賀川市，田村市，東白川郡矢祭町，石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町，坏大野，愛宕町，飯富町，岩根町，大場町，上国井町，川又町，小泉町，渋井町，島田町，下入野町，下大野町，下国井町，水府町，田野町，田谷町，ちとせ一丁目から二丁目まで，中大野，東大野，平戸町，藤井町，元石川町，森戸町，吉沼町，若宮町，渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町，朝日町，大蔵町，大古屋町，大橋

	町，庚申塚町，葛生西一丁目から二丁目まで，葛生東一丁目から二丁目まで，小中町，下羽田町，大町，田島町，天神町，天明町，並木町，船津川町，免鳥町
長野県	<p>長野市のうち赤沼，大町，合戦場一丁目から三丁目まで，金箱，上駒沢，小島，三才，篠ノ井会，篠ノ井石川，篠ノ井有旅，篠ノ井岡田，篠ノ井御幣川，篠ノ井杵淵，篠ノ井小松原，篠ノ井小森，篠ノ井塩崎，篠ノ井東福寺，篠ノ井西寺尾，篠ノ井布施五明，篠ノ井布施高田，篠ノ井二ツ柳，篠ノ井山布施，篠ノ井横田，下駒沢，神明，津野，富竹，豊野町浅野，豊野町石，豊野町大倉，豊野町蟹沢，豊野町川谷，豊野町豊野，豊野町南郷，西三才，東犀南，穂保，松代温泉，松代町岩野，松代町大室，松代町小島田，松代町清野，松代町柴，松代町城東，松代町城北，松代町豊栄，松代町西条，松代町西寺尾，松代町東条，松代町東寺尾，松代町牧島，松代町松代，みこと川，皆神台，村山，柳原，若穂牛島，若穂川田，若穂保科，若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮，栗佐，生萱，鋳物師屋，上山田温泉一丁目，上山田温泉三丁目，杭瀬下，杭瀬下一丁目から六丁目まで，桜堂，新田，須坂，力石，土口，戸倉温泉，中，八幡，若宮</p>

2 個人の市民税ならびに固定資産税および都市計画税に係る納期限

(1) 個人の市民税

平成31年度(2019年度)	第3期	令和2年	8月31日
	第4期	令和2年	9月30日
令和2年度(2020年度)	第1期	令和2年11月	2日
	第2期	令和2年11月	30日
	第3期	令和2年12月	25日
	第4期	令和3年	2月 1日

(2) 固定資産税および都市計画税

平成31年度(2019年度)	第4期	令和2年	8月31日
令和2年度(2020年度)	第1期	令和2年	9月30日
	第2期	令和2年	11月2日
	第3期	令和2年	11月30日
	第4期	令和2年	12月25日